

別 紙

第 4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

平成 2 5 年度～平成 2 9 年度予算

総 括  
(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1 6, 3 0 4
国庫補助金	6, 7 5 3
国庫負担金	6 0 2, 6 3 4
借入金	3 9 3, 7 7 4
保険料収入	7 5, 9 8 4
運用収入	8, 0 0 1
貸付金利息	6 3
農地売渡代金等収入	5 0 5
諸収入	1 5
計	1, 1 0 4, 0 3 3
支出	
業務経費	6 1 1, 1 6 0
うち 農業者年金事業給付費	1 8, 0 4 0
旧年金等給付費	5 8 2, 3 2 1
還付金	1, 2 8 3
長期借入関係経費	1 6 2
その他の業務経費	9, 3 5 5
借入償還金	4 1 4, 3 0 0
一般管理費	3, 2 7 3
人件費	3, 8 2 3
計	1, 0 3 2, 5 5 6

[人件費の見積り]

期間中総額3, 148百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A (97.00%)

$\beta$  : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

$\gamma$  : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

$\delta$  : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の見直しを踏まえたもの)

- 2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A

$\beta$  : 効率化係数B

$\gamma$  : 消費者物価指数

$\delta$  : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当)  $\times$  (1 + 給与改定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2, 5 2 2
国庫補助金	6, 7 5 3
運用収入	7 4 0
特例付加年金被保険者経理より受入	4, 1 5 2
諸収入	3
計	1 4, 1 7 0
支出	
業務経費	6, 0 0 6
うち 農業者年金事業給付費	6 2 3
特例付加年金受給権者経理へ繰入	4, 1 5 2
その他の業務経費	1, 2 3 1
一般管理費	6 2 8
人件費	6 6 6
計	7, 3 0 0

## [人件費の見積り]

期間中総額549百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

## [運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A (97.00%)

$\beta$  : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

$\gamma$  : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

$\delta$  : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{児童手当拠出金} + \text{健康保険料負担金}$$

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金  
基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の  
見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (一般管理費 ×  $\alpha$  + その他の業務経費 ×  $\beta$ ) ×  $\gamma$   
+ 人件費 - 諸収入 ±  $\delta$

$\alpha$  : 効率化係数A

$\beta$  : 効率化係数B

$\gamma$  : 消費者物価指数

$\delta$  : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の(基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改  
定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反  
映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した  
伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないこと  
も排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[収入支出予算の弾力条項]

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に  
不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特  
例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	6, 253
保険料収入	75, 984
運用収入	7, 261
農業者老齢年金被保険者経理より 受入	67, 957
諸収入	6
計	157, 462
支出	
業務経費	89, 895
うち 農業者年金事業給付費	17, 417
還付金	1, 223
農業者老齢年金受給権者経理 へ繰入	67, 957
その他の業務経費	3, 298
一般管理費	1, 331
人件費	1, 630
計	92, 856

## [人件費の見積り]

期間中総額1, 343百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

## [運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A (97.00%)

$\beta$  : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

$\gamma$  : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

$\delta$  : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (一般管理費  $\times \alpha$  + その他の業務経費  $\times \beta$ )  $\times \gamma$   
+ 人件費 - 諸収入  $\pm \delta$

$\alpha$  : 効率化係数A

$\beta$  : 効率化係数B

$\gamma$  : 消費者物価指数

$\delta$  : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当)  $\times$  (1 + 給与改定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[収入支出予算の弾力条項]

1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7, 252
国庫負担金	602, 634
借入金	393, 774
貸付金利息	63
農地売買貸借等勘定より償還金	505
旧年金経理より受入	132
諸収入	5
計	1, 004, 365
支出	
業務経費	587, 457
うち 旧年金等給付費	582, 321
還付金	60
長期借入関係経費	162
旧年金業務経理へ繰入	132
その他の業務経費	4, 781
借入償還金	414, 300
一般管理費	1, 224
人件費	1, 384
計	1, 004, 365

## [人件費の見積り]

期間中総額1, 139百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

## [運営費交付金の算定ルール]

1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma \\ + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A (97.00%)

$\beta$  : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

$\gamma$  : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

$\delta$  : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) - (基本給等の見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額 = (一般管理費  $\times \alpha$  + その他の業務経費  $\times \beta$ )  $\times \gamma$   
+ 人件費 - 諸収入  $\pm \delta$

$\alpha$  : 効率化係数A

$\beta$  : 効率化係数B

$\gamma$  : 消費者物価指数

$\delta$  : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 児童手当拠出金 + 健康保険料負担金

+ 厚生年金保険料負担金 + 共済組合負担金 + 労働保険料負担金

基本給等 = 前年度の (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当)  $\times$  (1 + 給与改定率)

(注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	278
貸付金利息	63
農地売渡代金等収入	505
諸収入	1
計	846
支出	
業務経費	612
うち 旧年金勘定への償還金	505
旧年金勘定への支払利息	63
その他の業務経費	45
一般管理費	90
人件費	143
計	846

## [人件費の見積り]

期間中総額117百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

## [運営費交付金の算定ルール]

- 1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = (\text{一般管理費} \times \alpha + \text{その他の業務経費} \times \beta) \times \gamma + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

$\alpha$  : 効率化係数A (97.00%)

$\beta$  : 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

$\gamma$  : 消費者物価指数 (平成23年度全国平均) (0.999%)

$\delta$  : 平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{児童手当拠出金} + \text{健康保険料負担金} + \text{厚生年金保険料負担金} + \text{共済組合負担金} + \text{労働保険料負担金}$$

基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）－（基本給等の見直しを踏まえたもの）

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額＝（一般管理費× $\alpha$ ＋その他の業務経費× $\beta$ ）× $\gamma$   
＋人件費－諸収入± $\delta$

$\alpha$ ：効率化係数A

$\beta$ ：効率化係数B

$\gamma$ ：消費者物価指数

$\delta$ ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋退職手当＋児童手当拠出金＋健康保険料負担金

＋厚生年金保険料負担金＋共済組合負担金＋労働保険料負担金

基本給等＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率）

（注）1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。

2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

〔注記〕前提条件

1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。

2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。

3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

〔収入支出予算の弾力条項〕

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

## 平成25年度～平成29年度収支計画

総 括  
(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	707,008
經常費用	692,234
人件費	3,823
業務費	596,766
一般管理費	3,273
減価償却費	106
給付準備金繰入	88,265
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	706,502
運営費交付金収益	16,304
国庫補助金収入	6,753
国庫負担金収入	188,334
財源措置予定額収益	393,774
保険料収入	75,959
運用収入	25,196
貸付金利息収入	63
その他の収入	15
資産見返運営費交付金戻入	106
臨時利益	0
純利益	△505
目的積立金取崩額	0
総利益	△505

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	12,435
経常費用	12,435
人件費	666
業務費	1,905
一般管理費	628
減価償却費	17
給付準備金繰入	9,219
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	12,435
運営費交付金収益	2,522
国庫補助金収入	6,753
運用収入	3,140
その他の収入	3
資産見返運営費交付金戻入	17
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	104,316
経常費用	104,316
人件費	1,630
業務費	22,266
一般管理費	1,331
減価償却費	42
給付準備金繰入	79,046
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	104,316
運営費交付金収益	6,253
保険料収入	75,959
運用収入	22,055
その他の収入	6
資産見返運営費交付金戻入	42
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

区 別	金 額
費用の部	589,978
經常費用	575,203
人件費	1,384
業務費	572,550
一般管理費	1,224
減価償却費	45
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	589,472
運営費交付金収益	7,252
国庫負担金収入	188,334
財源措置予定額収益	393,774
貸付金利息収入	63
その他の収入	5
資産見返運営費交付金戻入	45
臨時利益	0
純利益	△505
目的積立金取崩額	0
総利益	△505

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	342
經常費用	279
人件費	143
業務費	45
一般管理費	90
減価償却費	1
財務費用	63
臨時損失	0
収益の部	342
運営費交付金収益	278
貸付金利息収入	63
その他の収入	1
資産見返運営費交付金戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 平成25年度～平成29年度資金計画

総括  
(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	1,104,033
業務活動による支出	618,256
投資活動による支出	71,477
財務活動による支出	414,300
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	1,104,033
業務活動による収入	710,259
運営費交付金による収入	16,304
補助金等による収入	609,387
保険料収入	75,984
運用による収入	8,001
農地売渡代金等収入	505
貸付金利息収入	63
その他の収入	15
投資活動による収入	0
財務活動による収入	
借入金による収入	393,774
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 平成25年度～平成29年度資金計画

## 特例付加年金勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	10,017
業務活動による支出	3,147
投資活動による支出	6,870
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	10,017
業務活動による収入	10,017
運営費交付金による収入	2,522
補助金等による収入	6,753
運用による収入	740
その他の収入	3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 平成25年度～平成29年度資金計画

## 農業者老齢年金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	89,505
業務活動による支出	24,899
投資活動による支出	64,606
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	89,505
業務活動による収入	89,505
運営費交付金による収入	6,253
保険料収入	75,984
運用による収入	7,261
その他の収入	6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 平成25年度～平成29年度資金計画

旧年金勘定  
(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,004,232
業務活動による支出	589,932
投資活動による支出	0
財務活動による支出	414,300
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	1,004,232
業務活動による収入	609,954
運営費交付金による収入	7,252
補助金等による収入	602,634
貸付金利息収入	63
その他の収入	5
投資活動による収入	505
財務活動による収入	
借入金による収入	393,774
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 平成25年度～平成29年度資金計画

## 農地売買貸借等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	846
業務活動による支出	341
投資活動による支出	0
財務活動による支出	505
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	846
業務活動による収入	846
運営費交付金による収入	278
農地売渡代金等収入	505
貸付金利息収入	63
その他の収入	1
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0